

インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見募集について

警察庁が事業委託しているインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）では、違法情報のほか重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報について、インターネット利用者等からの通報を受け付けるとともに、これらの情報に関する警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行っています。

近年、インターネット上において、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払を示唆したりして実行者を募集するSNS上の投稿や当該投稿に関連する情報が氾濫しており、これに応募した者らにより実際に犯罪が敢行され、中には凶悪事件に発展する事例も見受けられているところ、令和5年3月に犯罪対策閣僚会議において決定した「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえ、IHCの取扱情報の範囲を拡充するため、IHCの運用指針であるホットライン運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を改定する必要があることから、ホットライン運用ガイドライン検討協議会においてガイドラインの改定案を取りまとめました。

ガイドラインの改定案の内容については、別添資料のとおりです。

御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"><li>電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム</li><li>電子メール(cyberkikaku-chousa@npa.go.jp)</li></ul> ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁サイバー警察局サイバー企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和5年8月2日（水）から 令和5年8月15日（火）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。